

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年5月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人住宅福祉サービス

(2) 代表者の氏名

寺岡 洋子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区四条通新町東入月鉾町39番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して優良な住宅を供給するために、住環境の改善について並びに、質の高い在宅医療、介護、看護などについてのサービスを提供するとともに、建築士の資質の向上をはかることによって、広く地域社会における建築物の安全性、快適性の確保を推進する事業を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年5月9日

(文化市民局地域自治推進室)